

生駒市規則第 37 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 26 日

生駒市長 山下 真

生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則の一部を改正する規則

生駒市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則（平成 8 年 6 月生駒市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号を次のように改める。

- (3) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 30 条に規定する身体障害者療護施設に限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。